



# DIAMジャナス米国中小型株式ファンド

追加型投信/海外/株式

## 米国税制改革法案を巡る動きと米国中小型株式市場について



### Point

- ✓ トランプ大統領の選挙公約の目玉のひとつだった税制改革法案が、今年12月2日に上院でも可決
- ✓ 税制改革法案発表後の米国中小型株式市場は、法人減税の恩恵を期待し上昇基調で推移
- ✓ 法人減税による企業の税引き後利益の拡大や設備投資増加が、米国景気拡大を加速させると期待

### 米国税制改革法案を巡るこれまでの動き

税制改革はトランプ大統領が目玉とする公約の一つであり、実現すれば、景気拡大を加速させると考えられることから、法案審議の行方に市場からも高い注目が集まっています。トランプ政権により税制改革が実現すれば、レーガン政権下での実施以来、約30年ぶりとなります。

トランプ大統領は今年4月に税制改革の概要を発表しましたが、その後はオバマケア代替案の審議が難航した影響で、税制改革に関する議論は遅れていました。ようやく9月27日にトランプ政権が税制改革案を発表し、11月16日には米下院で法案が可決されました。一方、上院では減税による財政赤字拡大への反対論が強く、審議が難航すると見られていましたが、12月2日に上院でも僅差で法案が可決されたことから、法案成立に向けて大きく前進したと言えます。

トランプ政権は法案の年内成立を目指していますが、上院案と下院案では内容に多くの違いがあるため、法案一本化に向けた調整の進展が今後の注目点となります。



### 下院案と上院案における主要な相違点

下院案		上院案
<p>現行の7区分を<b>4区分に変更</b>。 最高税率は<b>39.6%に据置き</b>。</p>	個人所得税	<p>現行<b>7区分を維持</b>。 最高税率は<b>38.5%に引下げ</b>。</p>
<p>控除対象となる融資限度額を 現行の100万ドルから <b>50万米ドルに引下げ</b>。</p>	住宅ローン利子課税	<p>控除対象となる融資限度額は 現行の<b>100万米ドルを維持</b>。</p>
<p><b>20%に即時引下げ</b>。</p>	法人税率	<p><b>20%に引下げ、 実施時期を2019年に先送り</b>。</p>
<p>現金・流動資産を<b>14%</b>に引下げ、 固定資産は<b>7%</b>。</p>	米国企業が海外に 留保する利益を 米国に戻す際の税率	<p>現金・流動資産を<b>14.5%</b>に引下げ、 固定資産は<b>7.5%</b>。</p>

出所：ジャナス社の見解などをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報または作成時点の見解であり、将来の市場動向等を示唆・保証するものではありません。

※最終ページの「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

商号等：アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

税制改革案発表後の米国中小型成長株式市場

トランプ政権が9月27日に税制改革案を発表した後、米国中小型成長株式市場は法人減税からより大きな恩恵を受けるとの期待感を背景に上昇しました。

10月後半に上院での審議難航に対する懸念が広がった局面では、やや上値の重い展開となりましたが、11月16日に米下院で共和党がまとめた税制改革案が可決されると、法案実現に一步前進したとの見方が広がり、米国中小型成長株式市場は再び上昇基調で推移しました。

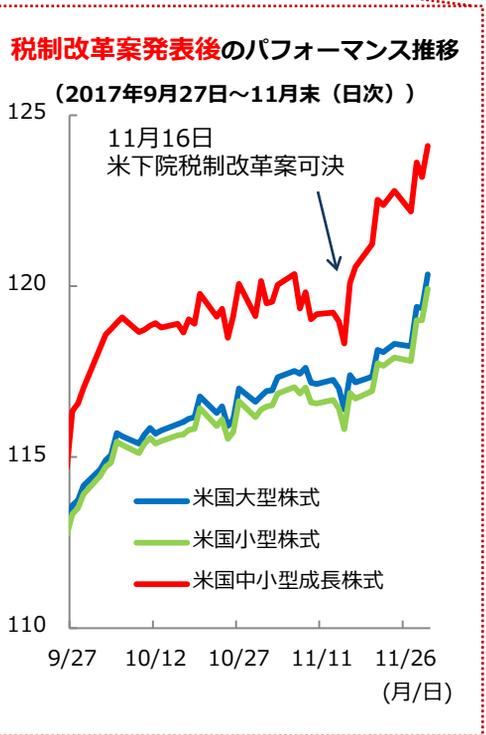
2017年の米国株式市場は、全体的に好調が続いていますが、期間別パフォーマンスで見ると、米国中小型成長株式は、米国大型株式や米国小型株式と比較しても高いリターンを示しました。



米国株式のパフォーマンス推移（2016年12月末～2017年11月末（日次））



※両グラフとも2016年12月末を100として指数化  
 ※米国中小型成長株式：ラッセル2500グロース指数、  
 米国小型株式：ラッセル3000指数、米国大型株式：ラッセル1000指数  
 出所：ジャナス社のデータをもとにアセットマネジメントOne作成



米国株式の期間別パフォーマンス

	米国中小型成長株式	米国小型株式	米国大型株式
年初来	24.10%	19.93%	20.34%
税制改革案発表後	6.66%	5.82%	5.95%
過去1カ月	3.29%	3.04%	3.05%

※期間：  
 年初来：2016年12月末～2017年11月末、税制改革案発表後：2017年9月27日～11月末、過去1カ月：2017年10月末～11月末  
 ※米国中小型成長株式：ラッセル2500グロース指数、米国小型株式：ラッセル3000指数、米国大型株式：ラッセル1000指数  
 出所：ジャナス社のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

※上記は過去の情報または作成時点の見解であり、将来の市場動向等を示唆・保証するものではありません。

法人減税によって米国中小型成長株式市場が受けると考えられる恩恵

米経済諮問委員会の分析結果によると、税制改革案に盛り込まれた法人税引下げと企業の設備投資額を課税所得から控除する即時償却は、10年で実質GDPを3～5%押し上げる経済効果をもたらすと見込まれています。中でも法人減税の恩恵は、多国籍企業が多い大型企業よりも米国国内に事業基盤を置く中小型企業のほうが大きいと考えられます。

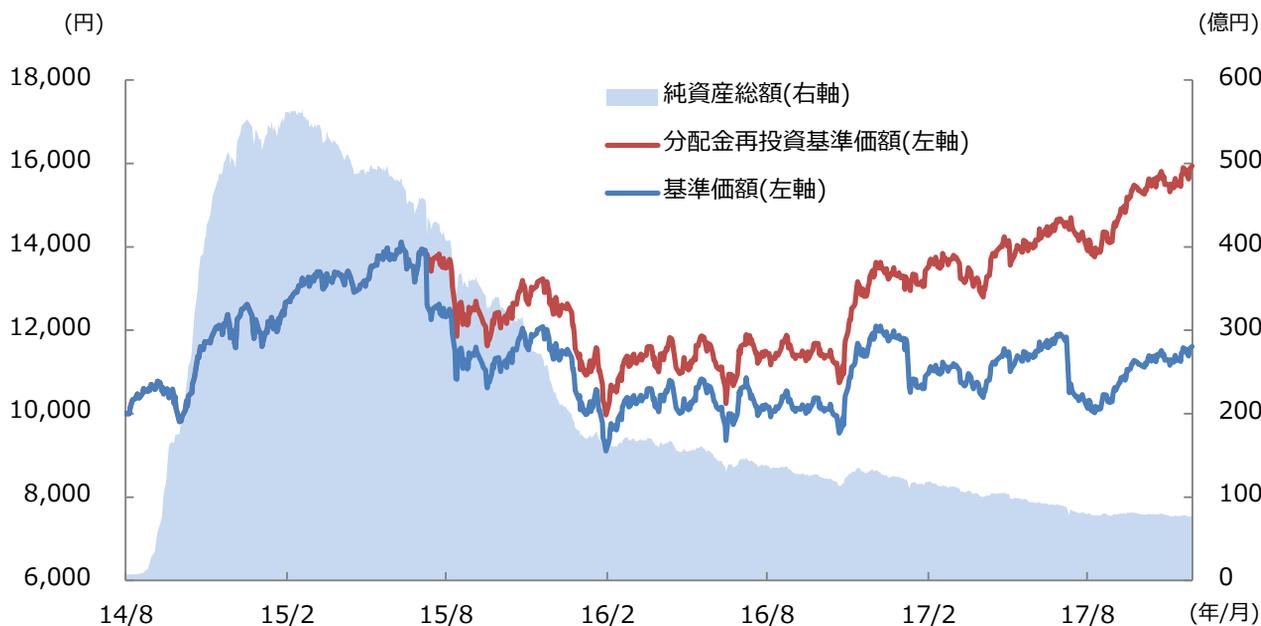
また、法人減税による企業のキャッシュフロー増加は、中小型企業の長期的な競争力向上に資すると考えられます。こうしたプラス効果の一方で、大型減税によって将来、財政赤字が拡大する可能性には注意が必要ですが、当面は企業の税引き後利益の拡大や、設備投資などの増加が景気拡大を加速させるとの期待感を背景に、米国中小型株式市場は堅調に推移すると見えています。

今後も徹底した企業分析に基づき銘柄選択を行い、中長期的な観点から持続的な成長が期待できると考えられる米国の中小型株式に投資していく方針です。

出所：ジャナス社の見解などをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記の見通しと運用方針は作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

運用実績（期間：2014年8月14日(設定日前日)～2017年12月11日）



2017年12月11日	
基準価額	純資産総額
11,609円	76.9億円

(設定日：2014年8月15日)

- ※ 基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。
- ※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
- ※ 分配金再投資基準価額 = 前日分配金再投資基準価額 × (当日基準価額 ÷ 前日基準価額)  
(※決算日の当日基準価額は税引前分配金込み)
- ※ 基準価額は設定日前日を10,000円として計算しています。

※上記は過去の実績または作成時点の見解であり、将来の市場動向等を示唆・保証するものではありません。

※最終ページの「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

**ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

- 主として米国の中小型株式に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。米国中小型株式ファンド・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の中小型株式に実質的に投資します。
  - マザーファンドの運用にあたっては、ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに株式等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。
  - 原則として、対円で為替ヘッジは行いません。実質的な組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

**主な投資リスクと費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 株価変動リスク…… 当ファンドは実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。また中小型株式は株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動する傾向があり、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
- 為替リスク…… 当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。
- 個別銘柄選択リスク・ 当ファンドは、実質的に個別銘柄の選択による投資を行いますので、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも当ファンドの基準価額は下がる場合があります。
- 信用リスク…… 当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。
- 流動性リスク…… 当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

**お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日      ・ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2019年7月23日まで(2014年8月15日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することができます。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・受益権口数が10億口を下回るようになった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	・毎年1月および7月の各23日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

**ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

**●投資者が直接的に負担する費用**

購入時手数料	購入価額に、 <b>3.78%(税抜3.50%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

**●投資者が信託財産で間接的に負担する費用**

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.998%(税抜1.85%)</b>
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

**投資信託ご購入の注意**

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

**当資料のお取扱いについてのご注意**

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、実質的に株式等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

**◆収益分配金に関する留意事項◆**

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。

**◆委託会社およびファンドの関係法人◆**

- <委託会社>アセットマネジメントOne株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
 加入協会:一般社団法人投資信託協会  
 一般社団法人日本投資顧問業協会
- <受託会社>みずほ信託銀行株式会社
- <販売会社>販売会社一覧をご覧ください
- <投資顧問会社>ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー

**◆委託会社の照会先◆**

- アセットマネジメントOne株式会社  
 コールセンター 0120-104-694  
 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
- ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

**販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)**

○印は協会への加入を意味します。

2017年12月11日現在

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	備考
株式会社静岡銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号	○		○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○				
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第1号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

&lt;備考欄について&gt;

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)